第百二十二条の五第二項	設立団体申請等関係事務処理業務	関係市町村申請等関係事務処理業務
	設立団体の長（設立団体の長以外の設立団体の長及び	設立団体及び関係市町村の長（関係市町村の長以外の設立団体及び関係市町村の長並びに
第百二十二条の五第三項	担任設立団体申請等関係事務処理業務	担任関係市町村申請等関係事務処理業務
前条第一項	第八十七条の三第一項	第八十七条の十二第一項
	担任設立団体申請等関係事務処理業務に	担任関係市町村申請等関係事務処理業務に
前条第一項各号、第二項及び第三項	担任設立団体申請等関係事務処理業務	担任関係市町村申請等関係事務処理業務

第百二十三条第一項中「第三項まで（）の下に「これらの規定を」を、「含む。）」の下に「、第十九条の二第二項及び第四項」を加え、「第二十六条第一項及び第四項、第三十一条第一項」を「第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項」に改め、「第七十二条第一項」の下に「、第七十七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項」を加え、「前条第一項」を「第百二十二条第一項」に改め、同条第二項中「第六条第四項」の下に「、第十三条第四項後段及び第六項第二号、第十九条の二第四項」を加え、「第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第四項、第四十条第七項、第四十四条第一項並びに第四十六条」を「第二十八条第二項、第三十四条、第三十五条第一項後段、第四十条第六項、第四十四条第一項、第四十六条、第五十六条の二第一号及び第二号、第七十八条の二第二項、第八十七条の九第一項及び第三項第七号、第八十七条の十第一項第二号及び第二項並びに第八十七条の二十第四項」に改め、同条第三項中「第六条第四項」の下に「、第十九条の二第四項」を加える。

第百二十六条中「の指定都市」の下に「（次項及び別表第十九号において「指定都市」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　指定都市に対する第二十一条（第五号に係る部分に限る。）、第八十七条の三、第八十七条の四、第八十七条の十二、第八十七条の十三、第百二十二条の二から第百二十二条の六まで（これらの規定を第百二十二条の七において準用する場合を含む。）及び別表第二十号の規定の適用については、政令で定めるところにより、区長及び総合区長を市長又は設立団体若しくは関係市町村の長とみなす。

第百二十九条中「第百二十一条第一項」の下に「又は第百二十二条の三第一項（第百二十二条の七において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第百三十条第一号中「設立団体」の下に「若しくは関係市町村」を加え、同条第二号中「設立団体の長」を「設立団体若しくは関係市町村の長」に改め、同条第十四号を同条第十五号とし、同条第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第五十四条第一項」の下に「、第五十六条の三第三項」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項（第八十七条の二十第五項において準用する場合を含む。）」に、「監事の意見を記載した書面」を「監査報告」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第二十九条第一項」を「第二十八条第二項、第七十八条の二第二項又は第八十七条の十第二項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）」に、「事業報告書」を「報告書」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項（第八十七条の十八第四項において準用する場合を含む。）又は第八十七条の十第六項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「設立団体」の下に「又は関係市町村」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第十三条第五項若しくは第六項又は第三十五条第三項の規定による調査を妨げたとき。

第百三十条に次の一号を加える。

十六　第百二十二条の四及び第百二十二条の五第一項（これらの規定を第百二十二条の七において準用する場合を含む。）の規定による設立団体又は関係市町村の長その他の執行機関の命令に違反したとき。

第百三十条に次の一項を加える。

2　地方独立行政法人の子法人の役員が第十三条第七項又は第三十五条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二十一条関係）

一　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの

二　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）による埋葬、火葬又は改葬の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの

三　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの

四　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの

五　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）による証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの

六　狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）による犬の登録又は注射済票の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの

七　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による臨時運行の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの

八　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による中長期在留者の住居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務であって総務省令で定めるもの

九　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による保険給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であって総務省令で定めるもの

十　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除若しくは納付に関する事務（当該支給及び免除を除く。）であって総務省令で定めるもの

十一　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務（当該給付及び支給を除く。）であって総務省令で定めるもの

十二　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による住民基本台帳及び戸籍の附票に関する事務（住民基本台帳及び戸籍の附票の作成を除く。）であって総務省令で定めるもの

十三　児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの